

小山工業高等専門学校学寮宿日直教員勤務要領

制 定 昭和49年4月11日

最終改正 平成22年4月 1日

教員の学寮宿日直（以下「当直」という。）勤務については、小山工業高等専門学校学寮規則（昭和44年4月1日制定）及び小山工業高等専門学校教員学寮宿日直規程（以下「教員宿日直規程」という。）（昭和49年1月1日制定）によるほか、この要領により勤務するものとする。

（目的）

当直教員は副校長（寮務主事）、寮務主事補と緊密な連携のもとに、教員宿日直規程第8条に基づき、学生（以下「寮生」という。）の学園生活への適応を促進するとともに、規律ある共同生活を通じて協調精神の養成及び資質の向上を図り、あわせて学生寮内の秩序維持に努める。

（方針）

- 1 学園生活への適応性の促進
教員の助言によって学園生活を有意義に過すための知識と態度のかん養
- 2 勉学に対する基本姿勢の確立
勉学にいそしむ習慣と学問的な探究心の育成
- 3 自律的な生活態度の育成
規律ある日常生活を通じての規律遵守の態度の育成及び各人の自律的精神の発揮による集団社会の場における自由維持の認識
- 4 基本的な生活態度の育成
礼儀正しい言動及び環境を清潔に保つ習慣の育成
- 5 人間性の育成
共同生活を通じて互助、寛容、協調の精神をかん養し、友情人間的交流の助成
- 6 心身の鍛練
各種行事の実施により健康な人間の養成

（要領）

- 1 学寮内の秩序維持
規定時刻の寮内巡回により規律、風紀の保持につとめ、学寮規則、寮生心得に違反する行為を認めた場合には、これを黙過することなく、直ちに適切な助言や注意を行い、又、勉学の妨げとなる一切の行為はこれを制止し、秩序維持に努める。
- 2 日 課
日課時間表による規律ある集団生活の意義を周知徹底させるよう直接、間接的に助言し必要あらば注意する。
- 3 集会等の実施
あらかじめ副校長（寮務主事）の承認を受けた集会、会議及び行事等には出席し、適正な助言を行う。
- 4 健康管理
点呼等巡回時寮生の健康状況に特に留意するとともに寮内居住施設に対する寮生の清

潔意欲の向上を図る。

急病人発生の場合には、容態に応じ適正な措置を講じる。この際、教員当直日誌にその旨記載する。

5 人員の確認

点呼時寮内巡回により人員異常の有無を確認する。事故者については調査し、できる限り速やかに本人から申告させる。緊急な帰省、外泊、外出等を願出する者については、理由を調査の上許可するものとし、正当な理由を欠く場合には、許可しないものとする。許可に際しては、行動先、目的、帰寮日時の確認を行う。

6 面会者の把握

外来者（通学生を含む。）については、その目的及び身上把握に努め、寮生との面会に関しては面会場所を指定するものとする。来訪目的が不明確、その他により面会が妥当でないと判断される場合には、訪室あるいは面会を断るものとする。外来者が不法行為に及んだ場合には、適切な措置を講じ直ちに副校長（寮務主事）、状況により校長に報告する。

7 事故発生時の処置

火災その他不慮の災害が発生した場合には、学寮防災避難要領（昭和47年4月1日制定）にしたがい寮生の安全を図る。

8 環境整備

巡回時でき得れば寮内外の環境に意を注ぎ、環境改善に適切な措置を講ずるものとする。

9 日誌の記載、点検

教員当直日誌の記載及び学寮週番日誌の点検を行う。

附 則

1 この要領は、昭和49年4月11日から施行する。

2 学寮宿日直教官勤務要領（昭和41年9月1日校長決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別紙

日 課 時 間 表

平 日		日 課	休 日
1 ~ 3 年 生	4、5 年 生 専攻科生		全 寮 生
7 : 1 5	7 : 3 0	起 床	-
7 : 3 0	-	点 呼	-
7:45 ~ 8:30	7:45 ~ 8:30	朝 食	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0		昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0		夕 食	1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0
1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 (点呼時を除く)		入 浴	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 (点呼時を除く)
2 0 : 0 0	2 2 : 0 0	点呼・門限	2 2 : 0 0
2 3 : 0 0		消 灯	2 3 : 0 0

休日の前日においては、放課後以降は休日日課とする。